

中国四国整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成23年度)

整理番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) ※注1	契約面積 (ha)	選定基準 ※注2	重点化基準 ※注3	B/C ※注4	備考(重点化基準の具体的内容)
1	鳥取県東伯郡北栄町(東伯郡大栄町)	6	ウ	①②	2.55	(①日野川流域 ②西高尾ダム)
2	鳥取県東伯郡琴浦町(東伯郡赤碓町)	10	ア	①	2.55	(日野川流域)
3	鳥取県倉吉市(東伯郡関金町)	14	ウ	①②	2.87	(①天神川流域 ②関金簡易水道)
4	鳥取県西伯郡伯耆町(日野郡溝口町)	30	ア	①②	2.26	(①日野川流域 ②溝口地区簡易水道)
5	島根県飯石郡飯南町(飯石郡赤来町)	16	ア	①②	2.93	(①江の川流域 ②来島ダム)
6	島根県雲南市(飯石郡掛合町)	7	ア	①②	2.89	(①斐伊川流域 ②掛合簡易水道)
7	島根県雲南市(飯石郡吉田村)	7	イ	①	2.58	(斐伊川流域)
8	島根県鹿足郡津和野町(鹿足郡日原町)	5	ア	①②	2.92	(①高津川流域 ②日原地区簡易水道)
9	島根県益田市(美濃郡美都町)	12	ウ	②	2.74	(三隅簡易水道)
10	島根県邑智郡邑南町(邑智郡羽須美村)	9	ア	①	3.00	(江の川流域)
11	岡山県和気郡和気町	14	ウ	①	2.40	(吉井川流域)
12	岡山県新見市(阿哲郡哲多町)	8	ア	①	2.30	(高梁川流域)
13	岡山県総社市	15	ウ	①	1.82	(高梁川流域)
14	岡山県苫田郡鏡野(苫田郡奥津町)	7	ア	①	2.48	(吉井川流域)
15	広島県山県郡北広島町(山県郡芸北町)	18	ア	①②	2.10	(①太田川流域 ②王泊ダム)
16	広島県庄原市(比婆郡東城町)	5	ア	①②	1.97	(①高梁川流域 ②庄原市上水道)
17	広島県庄原市(比婆郡口和町)	7	イ	①	1.97	(江の川流域)
18	広島県庄原市(庄原市)	10	イ	①	1.96	(江の川流域)
19	広島県神石郡神石高原町(神石郡神石町)	11	ア	①②	2.57	(①高梁川流域 ②帝釈川ダム)
20	広島県庄原市(比婆郡高野町)	14	ア	①②	2.62	(①江の川流域 ②高野簡易水道)
21	広島県三次市(甲奴郡甲奴町)	15	ア	①②	2.00	(①江の川流域 ②灰塚ダム)
22	広島県東広島市(東広島市)	10	ウ	②	2.10	(二級ダム)
23	広島県東広島市(東広島市)	20	ウ	②	2.10	(二級ダム)
24	広島県山県郡北広島町(山県郡豊平町)	13	ア	①②	2.29	(①江の川流域 ②土師ダム)
25	山口県山口市(阿武郡阿東町)	5	ア	②	3.13	(生雲簡易水道)
26	山口県阿武郡阿武町	15	ア	②	2.79	(柴福簡易水道)
27	山口県山口市(佐波郡徳地町)	15	ウ	①	2.79	(厚東川～佐波川流域)
28	徳島県三好市(三好郡東祖谷山村)	10	ア	①	3.24	(吉野川流域)
29	愛媛県北宇和郡鬼北町(北宇和郡日吉村)	7	ウ	①②	4.13	(①四万十川流域 ②大村共同給水施設)
30	愛媛県上浮穴郡久万高原町(上浮穴郡久万町)	8	ア	①②	2.70	(①仁淀川流域 ②大渡ダム)
31	高知県高岡郡四万十町(幡多郡十和村)	14	ア	①	3.43	(四万十川流域)
32	高知県長岡郡大豊町	5	ア	①	4.37	(吉野川流域)
33	高知県高岡郡津野町(高岡郡葉山村)	8	ア	①	3.39	(四万十川流域)
34	高知県高岡郡樽原町	6	ウ	①	3.51	(四万十川流域)
35	高知県高岡郡樽原町	5	ア	①	3.51	(四万十川流域)
36	高知県幡多郡黒潮町(幡多郡大方町)	16	ウ	②	3.75	(黒潮町上水道)
37	高知県香美市(香美郡香北町)	10	ア	①	3.48	(物部川流域)
38	高知県高岡郡四万十町(高岡郡窪川町)	14	ア	①	3.51	(四万十川流域)
39	高知県高岡郡四万十町(幡多郡十和村)	18	ウ	①	4.12	(四万十川流域)
40	高知県高岡郡四万十町(幡多郡十和村)	12	ア	①	3.43	(四万十川流域)
41	高知県高岡郡四万十町(幡多郡十和村)	7	ア	①	3.43	(四万十川流域)
42	高知県宿毛市	10	ア	①	3.13	(四万十川～愛媛県境流域)
43	高知県四万十市(幡多郡西土佐村)	5	ウ	①	3.43	(四万十川流域)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②：ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注4 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、B/C≥1.00。